

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和6年12月5日(木曜日)
午前10時0分開会、午前11時40分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
佐々木担当書記、及川担当書記、安達併任書記、成松併任書記、平嶋併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、工藤技監兼林務担当技監、村上副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、森山水産担当技監、
佐々木技術参事兼農業振興課総括課長、中村技術参事兼農産園芸課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、大坊競馬改革推進室長、
坂田農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
金野団体指導課総括課長、臼井流通課総括課長、菅原流通課流通企画・県産米課長、
和泉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
東梅農村建設課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、砂子田森林整備課総括課長、
小川森林整備課整備課長、田村森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長、
工藤漁港漁村課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第9号 大船渡漁港水産流通基盤整備(ー7m岸壁ほか)(第2工区)工事
の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- イ 議案第 10 号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- ウ 議案第 11 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- エ 議案第 19 号 令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）
第 1 条第 2 項第 1 表中
歳出 第 6 款 農林水産業費
- オ 議案第 21 号 令和 6 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 それでは、ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 9 号大船渡漁港水産流通基盤整備（－7 m 岩壁ほか）（第 2 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤漁港漁村課総括課長 議案第 9 号大船渡漁港水産流通基盤整備（－7 m 岩壁ほか）（第 2 工区）工事の請負契約議案について御説明申し上げます。

議案は、議案書（その 2）の 43 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 9 号大船渡漁港水産流通基盤整備（－7 m 岩壁ほか）（第 2 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

工事名は、大船渡漁港水産流通基盤整備（－7 m 岩壁ほか）その 2 工事。

工事場所は、大船渡市大船渡町字上平ほか地先。

契約金額は、7 億 2,688 万円。

請負者は、株式会社佐賀組です。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、新たに大型漁船が停留できる岸壁を整備するものです。下段の左側の写真は施工範囲であり、右側の平面図とともにマイナス 7 メートル岸壁、泊地、駐車場の施工位置をお示ししております。

次に、3 ページをお開き願います。上段には、マイナス 7 メートル岸壁、泊地、駐車場の標準断面図を掲載しており、計画水深はマイナス 7 メートルです。また、下段の左側は着手前の現況写真であり、右側は同じ場所の事業完成予想図をお示ししております。

4 ページには入札結果説明書を、5 ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

- 千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 千葉盛委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。
次に、議案第 10 号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
- 尾形管理課長 議案第 10 号財産の処分に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。
議案は、議案（その 2）の 44 ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。
まず、処分する目的ですが、滝沢市に、滝沢市立滝沢第二中学校用地に供するため、売り払いしようとするものです。
次に、処分する財産ですが、所在地は滝沢市菓子 152 番 91 です。次のページに位置図がございますが、塗り潰した箇所が売り払いを予定している土地です。
前のページに戻りまして、面積は 3 万 7,523.87 平方メートル、売り払い予定価格は 1 億 2,814 万 50 円です。この価格は、不動産鑑定士が評価した土地の更地価格から造成費相当額を差し引いたものであり、10 月に開催されました岩手県財産評価審議会において適当と認められております。
次に、処分の方法ですが、滝沢市との随意契約により売り払うものです。
以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 議案第 11 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案は、議案書（その 2）の 45 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 の提案の趣旨であります。令和 6 年 8 月 26 日午後 2 時から午後 3 時 30 分頃、岩手県立農業大学校職員が同校敷地内の草刈り作業を行った際、同作業中に跳ね上げた小石が、同校敷地内に駐車中の〇〇〇〇氏所有の自動車に衝突したことにより、車両が破損したため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めようとするものです。

2 の損害賠償及び和解の相手方ですが、〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏です。

3 の損害賠償の額ですが、3 万 9,501 円とするものです。

4 の和解の内容ですが、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費及び議案第 21 号令和 6 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上副部長兼農林水産企画室長 初めに、議案第 19 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案につきましては、県人事委員会勧告に基づく給与改定に要する経費を補正しようとするものです。

議案（その3）の8ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の3億9,133万3,000円を増額しようとするものです。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。14ページをお開き願います。議案第21号令和6年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ1,455万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,012万円とするものです。

15ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正ですが、歳入の3款繰入金は、一般会計と県営林造成基金、公営林造成基金からの繰入金を増額しようとするものであり、16ページに参りまして、歳出の1款県有林事業費は、県人事委員会勧告に基づき、県有林事業関係職員の給与改定に要する経費を増額しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○松本雄士委員 私からは、さきの一般質問でも菅野ひろのり委員に取り上げていただきました農業ビジョンについてお伺いします。

今非常に農業が厳しく、本県の農業が衰退している中であって、こういったビジョンの検討を進めていただくことは本当にありがたいと思っております。県内全ての市町村やJA組合長といろいろと意見交換されたということです。どういった意見が多かったのか、また、その意見に対する岩手県の受けとめについてお聞きしたいと思えます。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 意見交換の内容についてですが、意見交換におきましては、生産振興の方向性を関係者が共有できるようなビジョンが必要といった意見のほか、高温対策を進めるとともに、スマート農業による生産性向上や水田地帯では、米をしっかりと生産し、沿岸地域を野菜産地にしたいといった意見、それから自然の豊かさ

いう強みを発揮しながら、環境負荷低減を進めてほしい。法人への農地の集約化とともに、多様な担い手を支えることが必要など多くの意見をいただいたところです。

○松本雄士委員 それに対する受けとめはどうでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 失礼しました。岩手県としては、現在農業協同組合長であるとか、市町村、あるいは農政審議会の中でいろいろと御意見等を伺っているところでございまして、こうした多様なさまざまな本県農業に対する期待といたしますか、あるいは逆に危機感といたしますか、そういったものをいろいろ聞かせていただいているところでございまして、こういった部分をビジョンにできるだけ反映できるようにこれから取り組んでまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 市町村やJA組合長ということですけども、より生産者、現場に近い方々との意見交換、認定農業者連絡協議会や法人協会等との意見交換はなされているのでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 認定農業者協議会との意見交換については11月5日に実施しておりますし、法人協会との意見交換については11月7日に実施しております。今後も農業関係団体等、あるいは生産者の皆さん等と意見交換を進めてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 幅広く、意見を聞くことが本当に大切だと思っております。よく農業は本県の基幹産業であるという言葉 皆さん口にしますけれども、基幹産業というのであれば、もっと岩手県農業の生産性であったり、市場性、産地形成というところ、またその一方地域性といったところをしっかりと守らなければならない領域がありますので、そういったところを追い求めていくべきと。そういったものを伸ばして、追い求めていく余地はあると思っております。そのためにも、このビジョン検討は非常にいい機会だと思っております。

現在の農業政策に関しては、いわて県民計画（2019～2028）を頭にして、さまざま基本方針と個別の計画がさまざまな要請であるのですけれども、林立している状態です。ただ一方、今の農業をめぐる情勢であったり、県民の施策に対する意識調査結果を見ますと、農業の産地形成や担い手に対しては、期待度に対して非常に満足度が低い状況があります。そこは県民ももっと農業政策というものを知る機会を求めているし、期待が大きいところだと思うのです。つまりいろいろ我々がやっている計画であったり、そこに対する設定レベルだったり、認知レベルを引き上げていかなければならない。ビジョンと表現していませんけれども、かつてあった岩手県農業の基本計画であったり、振興計画であったり、そういった大きい柱となるものが私は必要であると思っており、この話をいつもさせてもらっております。その大きい柱を立てるためには、幅広くさまざまな方としっかりと議論して検討したという土壌が必要であると考えております。ぜひ引き続きそういった意見交換していただきたいなと思っております。

さきの一般質問での菅野ひろのり委員からスケジュール感の質問で、令和7年3月、今

年度中を目指して検討しているのだという答弁でしたけれども、一方基本法改正に基づく基本計画が今検討行われているとのことでした。その辺との関連、進め方をどう考えているかお伺いいたします。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 農業ビジョンにつきましては、現在幅広く御意見を伺っているところでございます。今後も生産者あるいは農業団体等の皆様からの意見を伺いながら、今年度末をめどに、現在議論が進められております国の食料・農業・農村基本計画の策定などの動向も踏まえつつ、策定期間も含めまして農業ビジョンの検討を進めてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 さきの菅野ひろのり委員の一般質問においても、農業政策というのは国策によるところがどうしても大きくなるとのことでした。基本法に基づく基本計画の動向は無視できないので、それを見ながら、今年度中と決めて拙速にやるよりは、しっかり動向を踏まえて、岩手農業としてのあるべきところを本当に考えていただきたいと思います。繰り返しますけれども、生産性、市場性であったり、産地形成、そして守るべき地域性というところとそれに対して岩手県独自として何ができるのか、今の県民計画、個別計画いろいろあるのかもしれないのですけれども、さらにもっと追い求めていくことができると思っております。

その基本計画において、スケジュール感はあまり縛られなくていいのではないかと思いますけれども、基本計画でいろいろ目標設定をするという案が出ております。大きくつくる振興計画的なものに、やはり岩手県としてもそうした連動の上で、さまざま総合指標であったり、重要取り組みをしっかりと、参考数値とかではなくて、目標設定すべきと考えますけれども、そこについての考えをお伺いいたします。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 農業ビジョンにおける目標設定についてですけれども、農業ビジョンにおいては全国に6道県しかない食料自給率が100%を超える本県の強みをより一層発揮し、食料供給基地としての役割を果たしていくため、農業生産の増大などの方向性を示していきたいと考えているところです。

松本雄士委員御指摘の目標につきましては、岩手県農政審議会をはじめ、生産者や関係機関、団体等の意見をお伺いしながら、策定過程の中で検討してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 つくるビジョンであったり、そういったものをしっかりと進ませるためには、その目標をしっかりと定めておくことが重要だと思います。基本計画においても、さまざま面積であったり、労働力とか集積のところとか、スマート技術だったり目標設定になってくると思いますので、そういったものを見ながら、ぜひ本県においても設定していただきたいと思います。

そして、当然、つくることが目的ではありません。特に大切なのは農業ですし、そしてその未来です。そこに携わる方々、消費者含めてですけれども、しっかりつくったものを進めていかなければならない。そのために、つくるビジョンをもっと明確に本県の取り組

みに位置づける必要があると思っております。今本県においては食と農林水産業の振興に関する条例が、そしてその目的においては、さまざま施策を総合的に計画的に推進していくというのがあるのですけれども、ほかの道県においては、総合的、計画的に実施するために、そういった計画をつくるということです。そこで、ほかの道県はこういうビジョンみたいなものを策定して位置づけているというのがございます。

また、先ほど来話しております基本計画のところですが、さまざま新しい取り組みが入ってくる。環境負荷低減のところであったり、農業サイドだけではなく、消費者含めた話になりますので、しっかり県民の理解醸成を図る取り組みを進めるとか、さまざまな要素を考えますと、この条例を見直す時期ですし、このつくるビジョンというのは、この条例にしっかり位置づけていくべきと私は考えるのですけれども、そこに対しての考えをお伺いいたします。

○坂田企画課長 農業ビジョン等を食と農林水産業の振興に関する条例に位置づけることとございますけれども、本条例は議員提案により制定され、地域の特性に応じた収益性の高い安定的な農林水産業経営の確立や、自然と調和した食の安全、安心の確保、食料自給率の向上など、本県の食と農林水産業の振興に向けた施策を総合的、計画的に推進するための指針としての役割を果たしてきたところでございます。

岩手県では、この条例に基づき、経営感覚に優れた多様な担い手の確保、育成や、地域の特性を生かした農林水産物の生産振興などの施策を進めてきた結果、地域の農林水産業の核となる経営体や農業産出額の増加などが着実に図られてきたところであり、気候変動やGX—グリーントランスフォーメーションの進展など、本県農林水産業を取り巻く環境が変化する中にありましても、食と農林水産業の振興を推進するための指針として役割を果たしていくものと考えております。

松本雄士委員から御提案がありました農業ビジョン策定を条例上に位置づけるなど条例を見直すことにつきましては、本条例のこれまで果たしてきた役割やこれまでの制定経緯を踏まえつつ、他道県の動向も踏まえながら研究していくことが必要であると考えております。

○松本雄士委員 やはりこういったルールというのは、いろいろな環境変化に基づいて随時不断の見直しをしていく、また私は本県において農業は、重要な地位を占めている本当に大切にしていきたいというところがありまして、ぜひこの条例等に位置づけて進ませていきたいと思っております。

一方で、こういったものを実現していくためには、やはり財源の話もあります。さきの一般質問においても、財源の裏づけをどう考えていくのか議論がありました。これはしっかり求めていきたいので私も前回の一般質問ではいろいろアグリボンドとか少し突拍子もない話だったかもしれませんが話しました。それから電気事業会計からもっと農業振興に使えないかと、そういうものをどんどん考えていきたいと思っております。やはりどうしてもセットで、財源のことは皆様方のお知恵もかりて考えていかなければならないと思っ

ております。

国では、基本法制定になりまして、5年間構造転換集中対策期間として、令和7年の当初概算要求も4,000億円弱はふえておりますけれども、まだまだ日本全国で考えると足りないと思います。本県独自としても、しっかりこの裏づけとなる財産を皆様方にお知恵をかりて確保しながら、しっかりと岩手農業、それに携わる人が希望を持てる、そういったビジョンをつくり上げていただきたいと思いますし、検討している案段階でぜひ前広にいろいろ私にも見せていただいて、御相談させていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、飼料、畜産の餌についてお伺いいたします。今検討中ということかと思うのですが、経済対策の補正予算がついて、知事も畜産支援に使うということでありましたけれども、ここについて岩手県としてどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○村上畜産課総括課長 飼料高騰対策についてでございますけれども、配合飼料価格は高騰前の令和2年と比べまして約4割高く、依然として高どまりしております。畜産経営がこういった厳しい環境にある中、畜産経営体を支えるための対策が必要とは考えております。現在国の経済対策を活用する具体的な事業の検討に着手しておりまして、これまでの取り組みを踏まえまして、臨機に対応してまいります。

○松本雄士委員 畜産の餌が高くて、畜産経営を圧迫しているというのは御認識のとおりかと思っておりますので、よろしく願います。

足元のところは、そういうものをしっかりやっていた上で、やはり個々の畜産経営におけるコストの半分近くを占める餌代、コスト対策としての構造転換というところも進めていかなければならないと考えております。それは、粗飼料自給率の向上ということになりますけれども、ここにおきまして粗飼料自給率、酪農、肉の近代化計画において目標を定めてやっておりますけれども、直近のところの状況についてお伺いいたします。

○村上畜産課総括課長 国では、都道府県別、畜種別の飼料自給率を公表していないため、本県の飼料自給について5年に1度の岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画、いわゆる酪肉計画なのですが、この見直しに合わせて試算しているところでございます。直近の飼料自給率は、令和3年3月に策定した酪肉計画における現状値で、乳牛で43.9%、肉牛で56.5%という状況でございます。

○松本雄士委員 わかりました。

私が懸念するのは、水田を活用した飼料用米であったり、飼料作物のところ、特に飼料用米ですけれども、主食米の値上がりを受けて、その作付が減っていくのではないかとことです。また財務省からのいろいろな財政的な圧力があって、これまでも水田活用の直接支払交付金の見直しなどもすごく強まって、いろいろな対応が求められているのですが、そういったところが粗飼料自給率の向上であったり、畜産の取り組みの懸念だと思っております。そういったところを外部支援組織のことは、いつも私が話しております。

すようにコントラクターとかTMRセンターの取り組みの強化であったり、畜産の粗飼料も可能な限り地域計画の中に取り入れてきちんと飼料価格の取り組みをやって、そこをしっかり岩手県、市町村でバックアップしていかなければならないと思っております。いろいろこれまでも外部支援組織、TMRセンターとかコントラクターとか酪農ヘルパーのところは、そういった取り組みを進めていくという答弁をいただいているのですけれども、具体的に育成であったり、そういったものについてどのような支援を行っていて、またその組織数であったり、具体的な実績についてどうなっているのかをお伺いいたします。

○村上畜産課総括課長 外部支援組織は、酪農肉用牛経営の規模拡大や労働負担の軽減に重要な役割を担っております。岩手県では、これまで外部支援組織の経営発展に向け、研修会の開催や国事業を活用した飼料生産機械等の導入支援を行っておりまして、本年度新たに稲作経営体への専用収穫機等の導入による高品質な稲ホールクロップサイレージの供給や専門家派遣による外部支援組織の経営の多角化等を支援しているところでございます。

こうした取り組みによりまして、機械導入を支援しました稲作経営体では、肉用牛経営などへの稲ホールクロップサイレージの供給量が機械導入前から約3割増加したほか、コントラクターや酪農ヘルパー組合の業務を共通で担うスタッフの周年雇用に向けた組織間の調整が始まったところでございます。今後もこうした取り組みなどを通じまして、外部支援組織の育成強化に取り組んでいきたいと思っております。

○松本雄士委員 そういうものを受けまして、粗飼料自給率の割合などにデータに跳ね返ってくればいいと思います。ただ一方、そういった組織でもやはり人材確保であったり、またそこでの生産コストの転嫁の課題があると認識しておりますけれども、その辺につきまして県の認識と対応についてお伺いいたします。

○村上畜産課総括課長 外部支援組織の人材確保についてでございますけれども、コントラクターの人材確保ですけれども、関係機関、団体と岩手県で構成するいわてコントラクター等利用推進協議会というものがございまして、これにおいて毎年農業大学の学生を対象として、コントラクターの仕事内容の紹介や収穫作業の経験の場を設けまして、コントラクター組織の就職先の選択肢の一つとなるようにPRを行っているところでございます。

こうした取り組みによりまして、令和3年には県立農業大学の卒業生2名がコントラクター組織に就職しておりまして、人材確保に結びついているところでございます。

なお、生産コストについてですけれども、今年度から外部支援組織の経営発展に向けて、専門家派遣による組織間連携などをやっていますけれども、経営のノウハウの習得の研修会も開催しておりまして、その中では生産コストの基本となります労務管理の法令などについて研修を実施しておりまして、その中で経営の組織発展のための、生産コスト低減のノウハウを習得させるところでございます。

○松本雄士委員 わかりました。畜産飼料対策は、本当に畜産経営において重要ですので、いろいろ引き続き今後も聞いていきたいですし、御相談申し上げたいと思っております。

次に農業共同利用施設の関係に進ませていただきたいと思います。農業共同利用施設の整備、更新について、今回の経済対策の補正予算において国から400億円ほどつくかと思えます。補助金のポイントはこれまで政策誘導的な観点でありましたけれども、今度は合理化、再編を促すということです。それは、農業団体が有している農業共同利用施設の7割が耐用年数を超過しており近々更新しなければならないという調査結果があるからです。

その再編整備を進めていかなければなりません。私もさきの一般質問で、岩手県の対応について質問し、国事業の活用を進めているのだという答弁でしたけれども、もう少し具体的にどのような支援を近年行ってきたのか、またその実績についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 農業共同利用施設についてでございますけれども、岩手県ではこれまで施設の再編整備を支援する国事業の活用を希望するJAに対しまして、事業計画策定への助言や指導、その前にはもちろん事業の情報提供等々も含めて行ってございまして、国事業の採択に向けた支援を行ってきております。

近年の実績としましては、令和4年度に新岩手農業協同組合が県北地域の3カ所のライスセンターを廃止しまして、新たに1カ所に集約して整備をした事例、それから令和5年度には岩手ふるさと農業協同組合が奥州市胆沢地区の2カ所のントリーエレベーターのうち、老朽化した1カ所を廃止いたしまして、残り1カ所の機能を強化して整備した事例がございます。

○松本雄士委員 近年新岩手農業協同組合のライスでやっているJAふるさとのントリーエレベーターの件は私も承知しておりましたけれども、最初なかなかまいように申請が通らずに、非常に苦慮したと聞いております。そういった中で、多様なルートの中でどうにか実現にこぎつけたというところですか。

今回のいろいろな経済対策は、整備、合理化、再編を促すという前提でありまして、農業団体の経営においても共同利用施設の運営というのは非常に大きい課題になっております。各JA単独ではなくて、より広域のJA単位で設置していくことが今後求められます。産地形成から流通のところは非常に重要ですので、岩手県も協議会であったり、そういった事務局にどんどん入っていただきたいと思いますと思うのですが、現在のJAにおける協議の状況をどう把握しているのか、またそれに対する参画についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 現在各農業協同組合におきましては、先ほど松本雄士委員のお話のとおり、施設の老朽化が非常に進んでいて、再編等についても検討を進めていると聞いております。そこに関しましては、岩手県の現地機関等も今後の計画策定等を進める中の話合いなどに入りながら、今までの事業と同様でございますけれども、そういった進め方をしているところでございまして、今後も事業活用を希望するJA等がございましたら、その事業が採択されるように支援を続けてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 ぜひそういった場に積極的に参加していただきたいですし、農業協同組合にもぜひ幅広く業者に声をかけるようにお話ししていきたいと思っております。そして、そこにいろいろ助言であったり、アドバイスをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

最後ですけれども、水田活用の直接支払交付金、中山間地域等直接支払についてお伺いいたします。水田活用の直接支払交付金についてですけれども、やはりまだ5年に1度の水張りについていろいろな要望を受けます。特に5年という作付期間を超えるアスパラやリンドウのようなものに対する対応について要望を受けますけれども、岩手県としてはこのことについてどのような声や課題を挙げられていると認識しているのか、またその対応についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 5年以上の周期で作付転換を行っておりますリンドウなどにつきましては、生産者等から5年に1度の水張りが困難だという声が上げられております。これを受けまして、国では5年以上の周期で作付転換を行っている品目の取扱いについては、地域の実例の検証を継続するとしております。岩手県では、これまで国の検証に必要なブロックローテーションの事例等の資料提供ですとか、国の担当者を現地に招きまして現地を見ていただくなどの取り組みを実施してきたところです。

さらに、先月農林水産省を訪問いたしまして、改めて地域の実例ですとか、現場の課題を説明して、地域の実情を十分に踏まえた運用を早期に示していただきたいと要望してきたところでございます。引き続き生産者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるように、国に求めてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 5年に1度の水張りのことは、これまでも言っていますけれども、地域の実情は画一的なルールが当てはまるものでもないというのが農業の実態ですので、そこは地域の実情に応じた弾力的な取り組みを我々も地方からしっかり声を上げていきたいと思っておりますので、岩手県もよろしく願いいたします。

そして、一般質問でも取り上げましたけれども、中山間の集落機能強化加算についてです。直近のところで1,900ヘクタール、大体2,000ヘクタール弱のところ、4,000万円ほど集落機能強化加算が出ていました。今後廃止の見込みですけれども、このことが集落に与える影響、そしてその後の対応についてどう考えているかお伺いいたします。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 集落機能強化加算についてでございますけれども、県内では令和6年度奥州市や西和賀町など6市町40拠点におきまして、この加算措置を活用し、高齢者の見回りですとか、通院、買物支援などに取り組んでおります。地域からは、いずれこれが廃止された場合、こうした取り組みの継続に支障が出るといった声が上げられているところでございます。

岩手県では、集落機能加算は、生活支援等の集落機能の強化につながっていることから、本年6月に国に対しまして7年度から始まる第6期対策におきましても継続するよう要望するほか、地域からの懸念や不安の声についても国に伝えているところでございます。

○松本雄士委員 地域、該当集落から非常に多くの不安の声が上がっております。その不安を受けとめて、国に投げかけるだけではなくて、次のアクションというものをしっかり考えなければなりません。どうしても国が廃止するのであれば、今現在ある棚田地域振興

活動加算の中でも集落機能強化加算のようなものはございますし、今度移るであろうネットワーク加算、現在の広域化加算のところだと思うのです。ただ、その適用が単独の集落でやるのと、より広域の集落をまとめていくという辺りで現場は苦勞しているというのも聞きます。市町村としっかり連携して、そういった各集落への支援をよろしく願いいたします。

最後に、交付決定までかなり時間がかかるという声も現場からいただいております。岩手県に聞きますと、どうしても少し手続きがおそい地域があり、岩手県全体をまとめて交付申請書を提出するというのがあるので、交付決定がおくれる場合もあるということでありましたけれども、そういったところの集落、地域に対しては重点的に入っていただいて、交付決定のところ、またそういった手続きの支援をぜひともお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○菅野ひろのり委員 私からは、人工授精師について一般質問をさせていただきましたが、かみ合っていない点多々あったと思ひまして、改めてお願いしたいと思います。

事前に数字をいただいておりますが、共済の撤退を余儀なくされた中で、今県が中心になってマッチングに努めていただいております。328戸のうち153戸、割合として47%進んでいるとのことですが、年度内に解決しなければいけない課題だと思ひていますが、その後の進捗、今後の見込みについて伺わせてください。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精師の確保についてですが、盛岡地域と遠野地域の6市、町における家畜人工授精業務に関しましては、広域振興局が主体となり、地元の市、町や農業協同組合、農業共済組合等と検討する場を設け、地域の家畜人工授精業務が継続できるよう検討を重ねてきており、今菅野ひろのり委員から御紹介のありましたとおり、11月末現在で対象農家328戸のうち153戸で県農業共済組合の代わりに業務を行う継承先が決定しているところです。継承先が決まっていない農家につきましては、岩手県農業共済組合等が個別訪問の上、家畜人工授精業務の継承先の希望を調査して、農家から希望が多かった農業協同組合等と継承に向けた条件などの調整を行っているところです。年度内までに継承先が決定するように進めている状況です。

○菅野ひろのり委員 これは、引き続きお願いしたいと思います。

佐藤農林水産部長にお聞きしたいと思います。私の課題意識は、このマッチングが済んだ後の体制をどうしっかりと確保していくかということでございます。

質問では3大ソーシャルワーカーということで獣医師、削蹄師も含め、人工授精師の質問をしましたが、人工授精師についてお伺いしたいと思います。今農業協同組合であるとか、農業共済組合があつて、あるいは家畜人工授精協会があつて、いろいろ方々がいらっしゃいますが、やはりそれぞれ課題意識があり、畜産県岩手として人工授精業務をどうしていくのだというような共通認識がまだまだないのかと私は思ひていて、そういう中で岩手県が主導して関連団体と協議を行つて、今後の家畜人工授精師の確保や体制の明確な方針を示していくべきだと考えておりますが、どう協議されているのか岩手県の考えを伺

いたいと思います。

○佐藤農林水産部長 菅野ひろのり委員から一般質問でも御質問いただきまして、まずは今50%の状態にあるものを100%にしていくとお話し申し上げたところであり、その後のことの御質問ということではあるのですが、岩手県の課題意識としては、やはり今まだ50%の状態にあるということは非常に重く受けとめなければならないと思っております、全ての継承先をしっかり決めるということ、これが最優先、最重点だと思っておりますので、これをしっかり進めさせていただきたいと思っております。

その上で、安定的な体制というお話でございました。一般質問の際には、獣医師、家畜人工授精師、それから削蹄師と、どれも不可欠な技術者だと申し上げました。菅野ひろのり委員からも重要だというお話をいただいております。この三つの部分についてどうやっていくのかという部分もありましたので、今畜産の部分と、獣医師会と意見交換をしていると申し上げたのですが、その中から家畜人工授精師の部分を取り上げてということでのお話だと思いますので、こちらの部分につきましては、今その継承先を決める中で各地域ごとに意見交換の場を設けております。岩手県と関係団体、市町村、全て入っておりますので、この中で岩手県として今後どういった対応が可能かというところを、菅野ひろのり委員の御指摘のとおり共通認識を持つということが大事だと思いますので、今後のあり方という部分も継続して検討していきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 御丁寧に答弁をいただきました。

確認ですが、今広域振興局がそれぞれ仲介しながら話をいただいているのだと思いますが、その協議によってではあると思いますが、その上で本庁としても何らかの岩手県の方針を考えていかれるおつもりなのかお伺いしたいです。

○佐藤農林水産部長 県南地域のお話をいただきましたけれども、こういった各地域ごとに設けている検討場の進捗状況というのは、本庁サイドとしても逐一報告をして進捗管理をしておりますので、広域振興局が主体となっているからといって、県庁が何とかということはなく一体でやらせていただこうと考えております。

その上で、今後の体制という部分につきましても、先ほど申し上げたとおり共通認識を持つというのが大事だと思いますし、先ほど言った獣医師会と進めているような検討の場も、今後も家畜人工授精師や削蹄師の団体といったところとも意見交換をしていきたいと思っておりますので、こういった意見交換を丁寧に進めていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 今マッチング最優先で取り組んでいただいております、それが終わったら終わりではないということ念のため申し上げたいと思っておりますので、引き続きお願いします。

では今後の体制はどのようなのだといったときに、当然いろいろな考え方がありますが、農林水産委員会で県農業協同組合中央会から9月に要請書をいただきました。その要請書の中には、岩手県による家畜人工授精業務の公営化を検討するとともに書かれてあるのです。岩手県がやってくれというようなニュアンスにもとれる内容だと思っております。こ

れについては、県はどのように考えておりますでしょうか。

○高橋振興・衛生課長 安定的な家畜人工授精業務が実施されるためには、家畜人工授精師の確保とともに授精業務の提供を行う家畜人工授精所の確保が重要と考えております。岩手県では、家畜人工授精師の確保に向け、家畜改良増殖法に基づく講習会を開催し、毎年約 30 名の家畜人工授精師の免許取得を支援するとともに、牛を対象とする家畜人工授精所の確保に向けて 178 カ所の施設に対する開設を許可しております。県内における家畜人工授精業務は、個人開業の施設のほか農業協同組合等で行われているところでありまして、岩手県としてはこうした体制が安定的に継続されるよう、農業協同組合、市町村等と連携し、各地域の実情に応じた取り組みを進めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 資料の提供をいただきまして、178 カ所人工授精所がありますが地域ごとに当然偏りがあります。牛の数にもよりますけれども、例えば県南地域が一番多くて 80 カ所近くあるわけです。それぞれの地域に合わせながら、例えば J A 江刺なのか、J A 岩手ふるさとそれぞれなのだと思いますが、一方で人工授精師に対する財政的な負担というのは、各地域が担うことになるのか、農業協同組合なのか、それもまた変わってくるのだと思います。そうすると、農業協同組合ごとの力の入れ具合によっても濃淡が出てくると思いますし、遠野市は市も関係しながらやっていると。そうすると、財政力の差によって体制は変わってくる可能性があると思います。そうなったときに、これは私の推測ですが、県農業協同組合中央会からの要請も公的にというのは、全県的な財政的負担も含めてということもあり得るのだろうと思っています。

今これをしろということではなくて、そういう意味でも各地域ごとに話はするけれども、やはり岩手県全体としての体制はこうあるべきというものをしっかり残していかないと、そのときそのときの経営判断によってでは負担がかかるからやめてしまおうという可能性も出てきてしまうと私は思っています。そういう意味で、岩手県全般の体制を築いていただきたいと思っております。これについて所感があれば村上畜産課総括課長の御所見をいただきたいと思っております。

○村上畜産課総括課長 地域の実情に応じては、菅野ひろのり委員御指摘のとおりでございまして、人工授精所がある立地上、数とか個人開業とか、地域の家畜人工授精所から農家までの距離とか、そういうものはさまざまあることでありまして、その地域の実情に応じていろいろと検討していかなければいけないということでございます。

岩手県全体としての話となれば、先ほど佐藤農林水産部長も答弁申し上げましたとおり、やはり獣医師、人工授精師、削蹄師、そういう技術者がいっぱいいたりとか、あとはいないところもありますけれども、そこが将来的には相互に連携したような形で畜産経営体を支えていく仕組みづくりが必要ではないかと考えているところでございます。ですから、それを考える上でも、これから獣医師会、人工授精師会、削蹄師会、そういうところと意見交換をし、意見を聞きながら、どういった仕組みづくりがいいのかを検討していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ぜひお願いしたいと思います。

その体制を計画する、あるいは何か位置づけながらやっていくことが必要だと思っています。獣医師に関しては計画をつくりました。人工授精師、削蹄師については、基本的にはなく、あるとすれば近代化計画の中に一文盛り込んでいるだけです。それも畜産関連人材の確保ということで、獣医師や家畜人工授精師、削蹄師等の確保、育成を促進しますという一文になります。ですが、授精師の数は1桁のところもある中で、目標数、あるいは人材育成のところ例えば30人養成していますというお話をいただきました。ただ、実際に取得しても、毎回というか、必ずやっていないと、技術定着というのはなかなか難しいと思っていますから、実際に人工授精業務を行う方々を数としてどのぐらい確保して、先ほどの授精師の場所が178カ所あるけれども、当然シュリンクしていく中でもどう配置して、どのぐらい残していくのか、つくっていくのか、しっかりと書き物として明記して、岩手県の体制を今後にも担保していただくような計画を立てていただきたいと思っているのですが、その点について伺います。

○村上畜産課総括課長 本県の畜産振興を図る上で、計画については獣医療計画、酪肉計画と、家畜改良増殖計画などがあります。これらの計画につきましては、各種法令に基づいて、その目的や、あとは国の基本方針に即して策定しておりまして、市町村とか関係機関、団体とも連携しながら、計画の目標の達成に向けて取り組んでいるところでございます。

家畜人工授精師については、今までも法に基づいた講習会を実施し、数は確保しているのですが、家畜人工授精業務に関しては、やはりなりわいのものもございまして、数と業務のギャップがあるかもしれません。その中でも、今までも家畜人工授精協会と技術講習会のようなことも連携してやってきたところでございます。そういった形で、家畜人工授精師の技術を上げるということも引き続きやっていかなければいけないと思っております。

そうした中で、業務の個人としての話と岩手県の計画という中で、どのように盛り込めるかということも含めまして、これから岩手県の獣医師会、家畜人工授精協会、あとは削蹄師会の意見をいろいろ聞きながら、これからどういう形にするかを考えていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 今村上畜産課総括課長からお話いただいたように、各獣医師会、それぞれの家畜人工授精協会と場を設けていただくことには感謝申し上げたいと思っています。答えを出すのはすごく難しいと思っています。これで本当に生活が成り立てばいいのですが、そうではない、さらに国の財政支援というのが農業共済組合の関係から打ち切られてしまった中で、どう維持していくかというのは、やはり関係各所が知恵を出しながら共通認識のもとで行っていくことが私は重要だと思っています。

最後にいたしますが、そういう中で農業協同組合、家畜人工授精協会、あとは岩手県という中で、私はこのそれぞれの役割、責務というものもしっかりと位置づけながら、一緒に

なって畜産県岩手の体制を築いていく必要があるのだらうと思います。今後を想像すれば、農家数が減少して、1戸当たりの規模がどんどんふえていくわけです。そうなったときに、自前で抱えるところもあるのだらうと思います。さらに、それが進行していくと、小さい農家はどこに頼んだらいいのだという問題は絶対出てきます。他県だって同じようなわけですから、農家にもちゃんとフォローできるような体制をつくって、岩手県に来ればこういう畜産の環境があるというのが岩手県の魅力につながると思っておりますので、各関係機関と協議をしながら、そして各関係の位置づけ、責務をしっかりと定めていただきながら、人工授精師、そして獣医師、削蹄師のこういった体制を築いていただきたいと思っております。

最後に、佐藤農林水産部長に所感をお聞きして終わりにしたいと思っております。

○佐藤農林水産部長 やはりなかなか今の獣医師、それから人工授精師の部分については課題が多くて、本当に難しいというところは率直に思っております。

今回獣医師会の会長と意見交換した中では、今後複数人のチームでやっていくようなことも、将来的には考えていかなければならないのではないかという話もいただきましたので、やはり獣医師、それから家畜人工授精師、削蹄師、それぞれ不可欠な技術者でございますので、その役割がしっかり果たせるように意見交換を引き続き丁寧に行いながら検討を進めていきたいと思っております。

○大久保隆規委員 それでは、私からは風化させてはいけないと思っておりますので、ALPS処理水についてお聞きします。改めてALPS処理水は東京電力福島第一原子力発電所の建屋内に存在する放射性物質に汚染された水を多核種除去設備、これが通称ALPS、アルプスなどを用い、トリチウム以外の放射性物質を規制基準値以下まで浄化処理した水と定義されておりますけれども、この水をトリチウムについても国の基準を十分に下回るよう海水で希釈した後、海に放出されているというものでございます。昨年の9月定例会の一般質問でも取り上げさせていただいておりますけれども、昨年、令和5年8月24日から9月11日までの19日間がまず第1回目に行われまして、ことしも去る10月17日から11月4日までの19日間ということで、合計10回にわたりまして放出が行われているわけでございます。これも近隣の中国、韓国等の反発が非常にあり、理解が得られず、県産品及び日本国で生産される水産品は全面的に輸出をとめるという扱いが行われまして、非常に本県漁業にも大きな影響が出ているという次第でございます。

今日までの本県の水産業における被害等々の状況についてお示し願いたいと思っております。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 本県の水産業における風評被害の状況についてでございますけれども、漁業団体からは今年度のアワビの事前入札価格が11月価格分では前年に比べて約3割、あとALPS処理水放出前の令和4年に比べますと約5割低下し、また12月価格分につきましては前年に比べ約2割、令和4年に比べますと約5割低下していると聞いております。

また、ナマコにつきましては、漁期がこれから到来するために、今年度の影響はまだ明

らかになっておりませんが、令和5年度の平均価格では令和4年度に比べますと約3割低下したと聞いております。

○大久保隆規委員 それでは、質問を分けてお尋ねしたいと思いますけれども、そういう被害の状況に鑑みまして、今日まで何らかの補償、賠償がなされたのかどうか端的にお伺いしたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 先ほど申し上げましたアワビ等の価格低下に伴う損害につきましては、県漁業協同組合連合会が東京電力と賠償に向けた交渉を行っているところでございまして、令和5年度分のアワビの賠償の考え方につきましては10月に合意しまして、現在請求に向けた準備を行っているところと聞いております。

○大久保隆規委員 そういたしますと、このことに関しましては、東京電力ホールディングス株式会社は万が一そういったALPS処理水放出に伴い風評被害等が発生した場合は、賠償いたしますということになっているわけなのでございますけれども、このとおり県内はアワビ、ナマコにおいて大幅な価格の下落によりまして、非常に打撃を受けているということです。とるものだけではなくて、加工面においても、あるいは卸売業においても大きな影響を受けています。ただ、今まで補償の賠償は現段階ではゼロであるということでございます。沿岸の各自治体の要望の聞き取りの際にも、やはり首長みずから、どうしてこんなに時間がかかるのだ、おかげで本当に漁業者は大変な目に遭っているのだという悲痛な叫びを幾つもお伺いしてきて、今日に至っております。何しろ世界的にも三陸沖合が最も海水温が上がっている海域であるということもありまして、本県の主要魚種であるサケあるいはイカ、サンマ、本当に大変な不漁に見舞われているわけでございます。そういう中で、海の小判という言い方で示されることもあるアワビに関しましても昨年来非常に価格の低迷ということで、漁業者は本当に大変、踏んだり蹴ったりな実情にあるわけでございます。

そういう中で、東京電力ホールディングス株式会社は直ちに賠償しますと言いながらも、実質その辺の実情をお伺いしますと、いわゆる雇っている弁護団が、価格の低迷はその要因ではないのではないかと、いろいろなことを突きつけてきて、実際に交渉する県漁連等々の担当者も非常に頭を悩ませているとお伺いしております。それはもちろんそうです。向こうの弁護士は、東京電力のために働いていますから、本県の漁業のために働いているわけではございませんから、仮に東京電力ホールディングス株式会社の賠償する額を減らせば、その分だけ自分たちにとってはいい仕事をしたという形になる立場で仕事をされていらっしゃるわけですから。そういうことで非常に時間がかかるということで、漁業者の皆さんは、支払いも毎月あるわけでございますから、そういう中で非常に苦しい思いをされているというのが今日までの状況だったということだと思います。

そこで、先ほど筒井技術参事兼水産振興課総括課長からお話ございましたように、このほど東京電力ホールディングス株式会社の補償、賠償についてはしっかりと合意が得られたというお話だったわけでございますので、その辺もう少し現時点でお話しできる

内容で、より詳細に御説明をいただければと思いますので、お願いをいたします。

○**筒井技術参事兼水産振興課総括課長** 県漁連から、現在東京電力ホールディングス株式会社と賠償額の確定に向けた作業をしているところで、それが確定しまして請求があり次第、速やかに支払いが行われるものと聞いております。

○**大久保隆規委員** このALPS処理水放出に伴い風評被害等が発生した場合の賠償の案内というのが東京電力から示されているわけですが、ございますけれども、大きな流れの中で子細、詳細になっておりますけれども、賠償金の請求から始まって、賠償金請求書の確認、支払い予定額の提示、そして賠償金の受取ということに行くわけなのでございますから、今までこのところがまだスタートしていないという状況だったわけです。それがやっとスタートするというので、これまでの県漁連と一緒に、本当に漁業者の苦しみに応えて、粘り強く、したたかな東京電力ホールディングス株式会社側とタフな交渉をここまでまとめてこぎつけていただいたということ、私は御評価を申し上げたいと思います。

ことしも12月でもう年越しを迎えていますから、何とかアワビ、ナマコの価格が低迷した部分をしっかりと補填していただくように、よりきめの細かいアプローチをして、お手伝いをしていただいて、サポートしていただいて、何としても本県水産業がこのことに伴って結果的に犠牲を強いられた分、ここをしっかりと取り返していただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○**高田一郎委員** それでは、最初にTPP関連農業農村整備事業、補助事業についてお伺いいたします。

この補助事業の事業実施要件には、米の生産コスト60キログラム当たり9,600円以下、あるいは高収益作物要件、生産量をふやすという、そういう条件があります。本県におけるこの間の基盤整備事業における達成状況についてお伺いいたします。

○**東梅農村建設課総括課長** TPP関連農業農村整備対策の取り組みについてでございます。国では、TPP等関連農業農村整備対策に基づき、圃場整備事業等の基盤整備事業を実施する場合、ただいま高田一郎委員から御紹介があった米の生産コストの低減ですとか、高収益作物の作付面積等に係る要件を設定しているところでございます。岩手県では、これまでこの対策に基づく圃場整備事業に79地区で着手しており、このうち目標年度に到達した20地区においては、全ての地区において地域が定めた目標及び国の要件を達成しています。残りの59地区については、地域と関係機関が連携しながら、目標達成に向けた取り組みを進めているところでございます。

○**高田一郎委員** 最近の事業を見てみますと、事前に資料もいただいたのですが、10アール当たりの生産コストがかなり9,600円に近い形でコスト低減されるということですので、この間の生産資材の高騰などで、この9,600円をクリアするのはなかなか厳しいという、そういう地域もあります。また、高収益作物による規模拡大によって、経営的にはなかなか採算が取れないと。あるいは、畑地においては、水田活用の直接支払交付金がないために、なおさら畑地ではつくればつくるほど赤字が続いているという、そういう地域も

あります。やはり要件がかなり厳しいのではないかというのが一つです。

そして、T P P 関連農業農村整備事業については、促進費というものがあります。中心経営体に集積をすれば、集積率が高ければ高いほど地元負担がなくなると。ほぼゼロに近いという形で、そういう対応をしております。こういった基盤整備の必要性もわかるし、地元負担が限りなくゼロになるのは、これはいいことだと思うのですが、あまりにもハードルが高くて、構造改革をやることによって農業者がどんどんリタイアしていくと、こういう構図というのはどうなのかと思うのですが、この辺について伺いたいと思います。

○東梅農村建設課総括課長 ハードルが高過ぎるという御指摘でございますけれども、やはりこの対策の趣旨としましては、担い手農家等の体質強化を図るという観点から、一定のこういった要件は不可欠だと考えております。そこで、例えば今高田一郎委員から御指摘のありました米の生産コスト9,600円についてでございますけれども、おっしゃるとおり生産資材が高騰しております。そうした中で、この要件を達成するためには、例えば目標以上に集積ですとか省力化を進めてスケールメリットを今以上に発揮させる、あるいは今導入していない低コストの技術も幾つかありますから、そういったものを取り込んでクリアするように取り組みを指導していきたいと考えております。

○高田一郎委員 基盤整備は、そもそも何のためにやるかということを考えると、それは農作業の効率と生産性向上であるし、もう一つはやはり耕作放棄地をなくしていくという、それと同時に農業者の減少を食いとめるということがあると思うのです。今この20年間で農業経営体が全国でも岩手県でも半分近くになっているという、ここにはもちろん農業でもやっていけないということが底流にありますし、同時に構造改革、構造改革といって、効率的な農業を進めていくために、小さな農家、家族農業をどんどん採算がとれないということで撤退させるような、そういう支援策が大変多くて、今の基盤整備事業もそういう流れになっているのではないかと思います。農業者の減少を食いとめるという点で、すこし課題があると思っておりますので、これは私は問題意識として提起したいと思います。

次に、中山間地域等直接支払制度についてお伺いいたします。先ほど松本雄士委員からも集落営農加算の問題について御質問がありました。これは、農林水産省の考え方は、成果が乏しく、今後農林水産省は営農以外の継続は困難だということが報道で伝えられております。成果が乏しいという評価ですけれども、本県における活動実績と活動の効果、今回5期対策で始まって、今度の5期でやめるということです。この5年間の活動実績、これはどのように推移しているのか、本当に成果が乏しかったのかどうか伺います。

そして、もう一つは、今の国の動向です。農林水産大臣は、さまざまな調査をするということも報道されております。新年度の予算には提示されていないということも言われていますけれども、同時に全国からのこういう批判の声もあって、さまざまな調査をしなければならない、あるいは生活と農業は一体であり、区分することは違うのだという大臣の発言もあります。こういう中で国の動向が現在どうなっているのか、もし把握されていれ

ばこれについてお答えください。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 本県における集落機能加算の活用状況の推移でございますけれども、この加算につきましては令和2年からの第5期対策で創設されたものでございまして、令和2年度は5市町村、22協定、面積で約1,000ヘクタールの実績となっております。それに対しまして、令和6年度におきましては、6市町村、40協定、約1,900ヘクタールということで、本県におきましては活用実績が増加している状況でございます。高齢者の見回りや通院、買物支援のほか、雪おろしといったような生活支援にも取り組まれているところでございまして、生活支援等の集落機能の強化につながっているものと考えているところでございます。

こうした取り組みによりまして、やはり機能強化、生活支援が強化されたということがありまして、非常に本県においては実績が上がっている、効果があったものと、このように考えているところでございます。

続きまして、国の動向についてでございますけれども、国におきましては、高田一郎委員からお話のありましたとおり、調査をとという話があります。現在国から岩手県に対しまして、第6期対策で新たに集落機能強化加算に取り組むことを予定していた集落協定があるかどうか、この調査がありまして、現在各市町村に対しまして岩手県で調査を行っているところでございます。引き続きこうした国の動向を注視しながら、岩手県としましては必要な対応を検討してまいりたいと、このように考えております。

○高田一郎委員 わかりました。

農林水産省は新たに第6期対策でネットワーク加算、事業継続という話もありまして、第6期対策のネットワーク加算、それはどんな事業で、これまで集落機能加算で対応してきたこの事業をカバーできるのかどうか、この点についてどのように受けとめていますか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 ネットワーク加算についてでございますけれども、国からは第6期対策から新設されるネットワーク加算につきまして、第5期対策で集落機能強化加算を活用していた協定が複数協定の統合などに取り組んだ場合に生活支援等の活動を継続できると、こういった説明を受けているところでございますが、要件等の所在については現在国において検討しているところと承知しております。

岩手県では、ネットワーク化加算につきまして、より多くの集落が取り組むことができるよう、先月国に対して地域の実情を十分に踏まえた柔軟な運用となるよう要望したところでございまして、今後も希望する集落が加算措置を活用できるよう取り組んでまいります。

○高田一郎委員 第6期対策で対応しようとしているネットワーク化加算というのは、複数協定ですから、独自でできなくて、ちょっと離れた集落と協定を結んで対応するということで、かなりハードルが高いのではないかと思います。

成果が乏しいところではなくて、非常に大きな役割を果たしている事業ですし、私が問題にしたいのは、農業以外の継続は困難というか、農村政策を否定するような考え方だと

思うのです。農村政策を否定するような考え方。こういったことをやはり許してはならないと私は思います。そういう点で、農村政策はやらないと言いながら、一方ではネットワーク化加算を第6期もやろうとして、全国各地の声を上げていくということに対して農林水産省も動揺していると思うのです。ですから、本県の成果を大いに国にも訴えながら継続できるような対応をぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

中山間地域等直接支払制度にかかわって、以前にもすこし質問いたしました白い農地問題について関連してお伺いしたいと思います。これは、もう問題点ははっきりしてしまっていて、二つ問題があると思うのです。一つは、中山間地域等直接支払制度における集落協定違反ということ、もう一つは、農地法の違反だということです。これは、客観的に私は事実だと思います。原則は、返還と、そして農地の原状回復、これも明らかだと思います。ただ、誰の責任でどう負担するのかということが問われていると思うのですけれども、岩手県としての解決に向けた対応状況、どのように岩手県として把握されているのか、この点についてまとめてお聞きします。

○**佐々木技術参事兼農業振興課総括課長** いわゆる白い農地の問題でございますけれども、中山間の直接支払交付金については、協定の用地が耕作または維持管理が行われていないということがございまして、交付金を返還する必要があるとしまして、現在国と返還に向けて調整しているところでございます。

農地法違反につきましては、原因者の特定に向けて土地所有者や盛土工事を行った関係者へ追加の聞き取り調査を行っているとともに、現在1筆ごとに盛土された農地の高度等の調査を実施しているところでございます。この違反農地につきましては、今後関係法令に基づきまして是正を求めることとなりますけれども、国から助言をいただきながら是正内容を検討しているところでありまして、できるだけ速やかにその方針を決定しまして、原因者に対し指導等を行ってまいります。

○**高田一郎委員** 岩手県で言えば、農地法にかかわった対応だと思います。岩手県も農地法には違反しているという判断ですから、それを原状回復するために誰の責任でどうやるかということだと思うのです。佐々木技術参事兼農業振興課総括課長からは、国の助言もいただいてさまざま対応しているということでありましたが、少し時間が随分かかっているのかという印象を受けます。問題点ははっきりしているのですけれども、この国の助言というのはどのような助言になっているのでしょうか。

○**佐々木技術参事兼農業振興課総括課長** 国からは、農地法第51条の規定に基づきまして、必要な対応を適切に対応するよう、本規定に沿って行っていただくよう助言されております。

○**高田一郎委員** 助言ではなく、農地法に基づいて適切に対応しなさいということでしょう。本当の原状回復が原則だと私も思うのですけれども、ここは柔軟に対応しないといけないのではないかと思います。原状回復となると、二十数億円の財政負担が必要になってきます。恐らく中山間地域等直接支払制度における集落協定違反についても、集落が負担

するという考えもありますけれども、私は行政の責任が大きいと思っております。これは、地元でいろいろ議論すべきことだと思うのですけれども、農地法違反についても、例えば行政が負担したとして、例えば、それで農地が本当に守れるのかということもリアルに考えて、対応しなければならぬと思います。そのことも含めて国にもよく指導を受けながら対応すべきだと私は思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 農地法によりますと、原則的に原状回復という扱いになると思っております。法令違反の部分でございますので、慎重な対応が必要になるということでございます。いずれ国と相談、助言もいただきながら、今後は是正方針を決定してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 すこし時間がかかっているようですけれども、国ともよく協議をしながら、原状回復をすることが原則ではありますけれども、それが本当に妥当なのかどうかも含めて慎重な対応をお願いしたいということでございます。

最後に、財政制度等審議会における建議について岩手県の受けとめについてお伺いをしたいと思います。今までの財政審の建議については、国の予算編成はもとより、農業政策についても大きな影響を与えてきました。11月29日に建議がまとまった形で出されまして、農業問題についても記述が示されております。これはどのように受けとめているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 財務省の諮問機関である財政制度等審議会が取りまとめた令和7年度予算の編成等に関する建議では、農業分野におきまして水田活用の直接支払交付金における飼料用米、それから政府備蓄米の備蓄量についての見直しが盛り込まれたものと承知しております。飼料用米につきましては、食料自給率の観点から非効率として、令和7年度予算においても水田活用の直接支払交付金の交付単価の引き下げを実施し、令和9年度以降の水田政策の見直しに合わせて交付対象から外し、財政面での持続性を確保すべきと求めたと承知しております。

本県におきまして、飼料用米につきましては、令和6年産で約4,800ヘクタールが作付されております。飼料用米の需要が減少する中、畜産が盛んな本県におきましては、飼料自給率向上の観点からも重要な転換作物となっているところでございます。岩手県としましては、水田活用の直接支払交付金について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところでございまして、引き続き国の動向を注視するとともに、必要に応じて国に対して働きかけていきたいと考えております。

○菅原流通企画・県産米課長 政府備蓄米の備蓄量についてでございます。米の備蓄につきまして、こちらの建議では、平成13年当時の年間需要量を前提に設定された適正備蓄水準を現在の米の需要量を前提に設定し直す必要があるというふうに求めたと承知しております。政府備蓄米の備蓄量は、10年に1度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として、適正備蓄水準を100万トンとして運用されて

いるところです。国には、経済再生と財政健全化の両立という建議の趣旨を踏まえつつ、食料不足時における消費者への安定供給という備蓄米制度の目的が達せられるようにしてほしいと、このように考えております。

○高田一郎委員 農業者が安心してもらえるように、予算をふやすように要望していきたいという話でありましたが、照井農政担当技監にお伺いしたいと思うのですけれども、今度の建議、照井農政担当技監も読んだと思うのですけれども、ひどい内容ですよ。自給率の向上を政策目標にすべきではないと、農業予算も減らすべきだという、これを前提にしています。そして、そのために飼料米をゼロにし、備蓄米を削減し、そしてミニマムアクセス米については主食用に回せと、とんでもない中身になっていると思っています。今令和の米騒動が起きた直後の建議であります。そして、政府においては、新しい法律に基づく基本計画の作成を目前にした中であってのこういうひどい建議です。これは、冒頭申し上げましたように、農業政策にもやはり大きな影響、5年に1度の水張り減反についても震源地は財務省でありました。この建議をどう受けとめるかが非常に大事だと思っております。先ほどの答弁では、ちょっとのんびりした答弁でありましたけれども、しっかり国に対して、こういった中身では困るのだということを発信していくような答弁を求めたいと思います。答弁を聞いて終わりたいと思います。

○照井農政担当技監 私も建議を読ませていただきました。高田一郎委員御指摘のとおり、財政面から縮小していくという趣旨の書かれた建議になっているのだと思っております。今回、国で食料・農業・農村基本法で食料安全保障を中心に国の施策を実施、展開していくのだということを盛り込んでおります。岩手県としても食料自給率 100%の県として、やはり食料自給率は非常に大事なものだと思っております。全部はできないものがありますけれども、できるだけ国産あるいは県産で頑張っていくのが基本であると思っております。

今回の財政制度等審議会の建議におきまして、先般農林水産大臣も意見は意見として踏まえながらも、農林水産省としてしっかり今後の施策を考えていくという話もされております。岩手県としましても、これまで食料・農業・農村基本法に基づいた具体的施策、あるいは生産現場である地方の実情に合った施策をしっかり立ててほしいという話も要望させていただきましたので、引き続き国の動向も注視しながら、国においては日本の農業あるいは地方の農業、そして国民の命を守るという観点からも、しっかりした施策を打ち出してほしいと、対応してほしいと考えております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、「畜産研究の状況について」といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の12月の県内調査につきましては、12月26日に実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。